

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

(12) 議案第21号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第21号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和7年2月10日

健康福祉局

議案第 2 1 号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の 基準に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

1 条例改正の背景

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年厚生労働省
令第 1 6 4 号）

2 改正の主な内容

- （１）上記 1 に伴い、特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームに置くもの
とする職員を次のとおり改めるもの

「栄養士」→「栄養士又は管理栄養士」

- （２）上記 1 に伴い、特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームに指定通所
介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合において、これらの特
別養護老人ホームの職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認めら
れるときに当該事業所に置かないことができる従業者を次のように改めるもの

「生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者」

→「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従
業者」

- （３）上記 1 に伴い、地域密着型特別養護老人ホームがサテライト型居住施設の場合にお
いて、本体施設の職員又は従業者により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が
適切に行われると認められるときに当該サテライト型居住施設に置かないことができ
る職員を次のように改めるもの

「生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員」

→「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員そ
の他の職員」

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第75号 (職員の配置の基準) 第12条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1) 施設長 1人 (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数 (3) 生活相談員 入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上 (4) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。) ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。 イ 看護職員の員数は、次のとおりとすること。 (ア) 入所者の数が30人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1人以上 (イ) 入所者の数が30人を超えて50人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2人以上 (ウ) 入所者の数が50人を超えて130人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3人以上 (エ) 入所者の数が130人を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3人に、入所者の数が130人を超えて50人又はその端	○川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第75号 (職員の配置の基準) 第12条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1) 施設長 1人 (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数 (3) 生活相談員 入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上 (4) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。) ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。 イ 看護職員の員数は、次のとおりとすること。 (ア) 入所者の数が30人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1人以上 (イ) 入所者の数が30人を超えて50人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2人以上 (ウ) 入所者の数が50人を超えて130人以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3人以上 (エ) 入所者の数が130人を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3人に、入所者の数が130人を超えて50人又はその端

改正後	改正前
数を増すごとに1人を加えた員数以上 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (6) 機能訓練指導員 1人以上 (7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。 3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。 4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。 5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。 6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。 7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト	数を増すごとに1人を加えた員数以上 (5) <u>栄養士</u> 1人以上 (6) 機能訓練指導員 1人以上 (7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。 3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。 4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。 5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。 6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。 7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト

改正後	改正前
型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。 8 特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事	型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。 8 特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事

改正後	改正前
業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (職員の配置の基準) 第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1) 施設長 1人 (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数 (3) 生活相談員 1人(サテライト型居住施設の場合にあつては、常勤換算方法で1人)以上 (4) 介護職員又は看護職員 ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。 イ 看護職員の数は、1人(サテライト型居住施設の場合にあつては、常勤換算方法で1人)以上とすること。 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (6) 機能訓練指導員 1人以上 (7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。	業所の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (職員の配置の基準) 第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1) 施設長 1人 (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数 (3) 生活相談員 1人(サテライト型居住施設の場合にあつては、常勤換算方法で1人)以上 (4) 介護職員又は看護職員 ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。 イ 看護職員の数は、1人(サテライト型居住施設の場合にあつては、常勤換算方法で1人)以上とすること。 (5) <u>栄養士</u> 1人以上 (6) 機能訓練指導員 1人以上 (7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当な員数 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。

改正後	改正前
3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。 4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。 5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合は、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。 6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、この限りでない。 7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。 8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設の場合にあっては、この限りでない。 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員又は従業者により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u>（病床数100床以上の病院の場合に限る。） (5) 診療所 事務員その他の従業者	3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。 4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。 5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合は、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。 6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、この限りでない。 7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。 8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設の場合にあっては、この限りでない。 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の場合の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員又は従業者により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士</u>、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士</u>（病床数100床以上の病院の場合に限る。） (5) 診療所 事務員その他の従業者

改正後	改正前
10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。	10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、 <u>栄養士</u> 、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、 <u>栄養士</u> 、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。	13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。
14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機	14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機

改正後	改正前
能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。 15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。	能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。 15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。